

次期放課後児童クラブの民間委託における委託内容について

1 現契約における放課後児童クラブの委託内容について

(1) 児童クラブ数と委託期間

全 83 クラブ（令和 6 年 2 月現在）

内訳については次の表のとおり。

事業所名	委託クラブ数	契約期間
シダックス大新東 ヒューマンサービス株式会社	80	R2. 4. 1～R7. 3. 31 (5 年間)
社会福祉法人 旭川保育会	2	R5. 4. 1～R6. 3. 31 (単年度)
社会福祉法人 旭川松の木会	1	R5. 4. 1～R6. 3. 31 (単年度)

(2) 業務分担について

シダックス大新東ヒューマンサービス(株)との委託契約では、次の表の業務分担により、運営を行っている。

項目	内容	分担区分	
		受託者	市
運営に関する事	児童の育成支援に関する事	○	
	日常の業務に関する事	○	
	保護者に関する事	○	
	危機管理及び緊急時の対応に関する事	○	
施設・設備に関する事	環境整備に関する事	○	○
	安全管理に関する事	○	
	備品等の貸与に関する事		○
入会申込に関する事	入会申込の案内	○	○
	入会申込書の配布, 受付, 内容確認	○	○
	入会申込書の審査, 決定		○
	入会決定の通知		○
	その他届出書類の配布, 受付, 内容確認	○	○
	その他届出に関する通知		○
	児童の傷害保険の各種手続	○	
運営負担金の徴収等	運営負担金の請求		○
	運営負担金の収納管理		○
	運営負担金の督促, 滞納整理		○
	運営負担金の減免の決定		○
	運営負担金減免申請書の配布, 受付, 内容確認	○	○
	児童クラブ費の請求, 徴収, 管理	○	

項目	内容	分担区分	
		受託者	市
職員の採用・労務管理等	職員の募集、採用、配置	○	
	職員の出退勤管理	○	
	職員の給与等の支払	○	
	職員の健康管理	○	
	職員の資質向上のための研修実施	○	
その他	運営の総括	○	
	学校との日常的な連絡調整	○	
	他の児童クラブとの連絡調整	○	
	関係機関との連絡調整	○	○
	業務全体に関する確認、指示、協力		○

(3) ブロック割について

現行契約時の委託クラブ総数（76 クラブ）を一括で委託した場合では規模が大きくなりすぎるため、受注できる事業者が限定されずに、より多くの事業者からの多様な提案を得ることができるよう、1 ブロック 10 校程度を配置する 4 ブロックに分割して委託を行った。

○現行のブロック割一覧（令和 6 年 2 月現在 80 クラブ）

ブロック名	学校名	開設クラブ数	総クラブ数
東部	東町小学校	1	17 クラブ
	東五条小学校	2	
	千代田小学校	2	
	啓明小学校	2	
	東栄小学校	1	
	旭川第 3 小学校	2	
	東光小学校	2	
	共栄小学校	2	
	知新小学校	2	
	朝日小学校	1	
南西部	神楽小学校	2	21 クラブ
	青雲小学校	1	
	神居小学校	3	
	緑が丘小学校	2	
	忠和小学校	3	
	緑新小学校	2	
	神楽岡小学校	3	
	西御料地小学校	2	
	神居東小学校	2	
	新町小学校	1	

ブロック名	学校名	開設クラブ数	総クラブ数
北西部	北鎮小学校	2	20クラブ
	大有小学校	2	
	近文小学校	3	
	春光小学校	2	
	高台小学校	1	
	陵雲小学校	2	
	末広小学校	1	
	末広北小学校	2	
	向陵小学校	2	
	北光小学校	2	
	近文第1小学校	1	
北東部	新富小学校	3	22クラブ
	永山小学校	3	
	豊岡小学校	3	
	永山西小学校	2	
	愛宕小学校	2	
	永山南小学校	4	
	愛宕東小学校	3	
	正和小学校	1	
	永山東小学校	1	

(4) 支援員について

週29時間の勤務であったそれまでの旭川市非常勤嘱託職員での勤務形態を参考にし、常勤支援員については次の表のとおり運用している。

○現行の支援員勤務体系

項目	内容			
勤務時間	週29時間（5時間45分×4日，6時間×1日）			
基本的な勤務日数	週5日 ※日曜日や祝日等を除き，週1日週休日を付与			
基本的な勤務シフト	区分	①	②	③
	学校 授業日	12:45～18:30 (5時間45分)	12:30～18:30 (6時間)	
	学校 休業日	7:45～13:30 (5時間45分)	12:45～18:30 (5時間45分)	7:45～13:45 (6時間)
※原則上記の時間を勤務（短縮授業等により，午前から開会する場合を除く。） ※学校授業日の児童来所前は，開会準備，事務処理，打合せ等の業務に従事				

2 現契約における課題について

(1) 利用者等の意見

令和2年度のシダックス大新東ヒューマンサービス（株）への民間委託開始より、毎年度利用児童及び保護者に対しアンケート調査を実施。

【アンケート調査実施内容】

対象者	内容
利用児童	支援員の対応やクラブ内での活動について
保護者	クラブ内の活動内容、支援員、施設を含めた運営について

【アンケート調査結果】

提供するプログラムに関すること	
利用児童	・委託前後においてクラブ内活動でやりたいことの上位3位までの項目は変わらず、ドッジボール等の体を動かす遊びの人気の高いほか、読書も上位にある ・おもちゃの種類、外遊びの回数、自由時間の増加を望む児童が多い
保護者	・委託前後において児童クラブ運営に関して重要なのは多様な遊びよりも安全の確保と考える意見が多い
支援員に関すること	
保護者	・支援員の専門性に関し、児童に適切に対応する能力や、児童の安全確保に関する能力を重視する意見が多い

(2) 支援員の意見

令和5年11月にシダックス大新東ヒューマンサービス（株）に勤務する支援員等を対象にクラブ内の活動状況、勤務環境、処遇等についてアンケート調査を実施。

活動状況に関すること
・代替支援員も研修受講の機会を確保するべきである ・救急救命講習等、危機管理に関する研修を増やしてほしい
勤務環境に関すること
・事務処理やパソコン業務が増加した ・業務が多く児童への指導にゆとりがない ・支援の必要な児童の増加により業務の負担感が増加している
処遇等に関すること
・給与の増額、賞与の支給、役職手当以外の手当の支給を望む ・勤務時間等について柔軟な勤務体系を導入してほしい

(3) 現状の課題

【活動内容に関すること】

- ・ 代替支援員への研修機会の不足
- ・ 危機管理に関する研修等，多様な研修の必要性
- ・ 体を使った遊び等，多様なプログラムの必要性

【勤務環境に関すること】

- ・ 管理業務の増加
- ・ 児童へのゆとりある指導ができるような体制づくりの必要性

【支援員の処遇に関すること】

- ・ 更なる処遇改善の必要性
- ・ 勤務時間等について柔軟な勤務体系の導入の必要性

3 令和7年度以降の委託内容について

(1) 委託期間について

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間で実施する。

現契約では受託事業者による計画的かつ安定的な運営が見込める点、支援員の雇用の安定や反復的な研修の実施により質の底上げを図るための期間として5年間を採用。

受託事業者と保護者や学校との関係性を築くための期間としても、ある程度の期間が必要であり、今回の契約期間は妥当であったと考えられる。

(2) 業務分担について

ア 次期契約から分担を変更したい内容について

次期契約の委託内容に盛り込みたい内容は次のとおり。

- ・クラブの光熱水費の支出に関すること
- ・クラブの燃料費の支出に関すること
- ・クラブの電話料金の支出に関すること
- ・クラブの除排雪に関すること
- ・クラブの屋根雪下ろしに関すること
- ・クラブの草刈りに関すること

新たに委託内容に加える業務のうち、光熱水費等の支出については、受託者に対し委託料に当該費用相当分を上乗せした上で受託者が直接費用を支払うことにより、コスト管理の意識を高めることも可能となり、受託者の業務に対する工夫による一定の経費削減が期待できるほか、施設管理については受託者が直接対応することで、市と受託者間での連絡調整に係る時間的ロスが削減される。また、結果として市の業務負担も軽減されることが期待できる。

なお、現委託内容でR7以降も契約した場合と新委託内容でR7以降を契約した場合の積算金額の比較については次に示す表のとおり。

○現委託内容でR7以降も契約した場合と新委託内容でR7以降を契約した場合の金額の比較（概算）

現委託内容		新委託内容	
運営委託料	632,000,000 円	運営委託料	659,000,000 円
水光熱費等諸経費	22,000,000 円		
市担当職員人件費相当額	2,000,000 円		
合計	656,000,000 円	合計	659,000,000 円
（市負担分）	220,000,000 円	（市負担分）	220,000,000 円

※新委託内容では、現在市が担当している光熱水費の支出等の諸経費が運営委託料に含まれている。

委託費全体の金額は増加しているが、市の負担分である一般財源は変わらない。

イ 児童クラブ費について

放課後児童クラブを利用するに当たり、おやつやイベント・工作等の実費として、毎月児童クラブ費を現金でクラブに支払っている。現在、児童クラブ費の金額は市で定める運営規程によって1,500円から2,000円までの範囲で規定されている。

児童クラブ内での活動に関しては、受託事業者の企画立案により実施されるものであり、その実施に係る実費徴収の意味合いを持つ児童クラブ費についてはある程度の裁量を持たせるべきであると考えられる。

そのため、現行の児童クラブごとの規定を廃止し、受託事業者の提案を受けた上で市と協議し、過度な徴収額とならない範囲で柔軟に設定できるような制度に変更したい。

ウ その他の検討事項について

現在、市が担当している業務等について、事務軽減が図れるものについては引き続き受託事業者への業務分担が変更可能か精査を進めていくこととする。

○現契約と R7 以降契約の比較表

項目	内容	現契約		令和7年度以降	
		分担区分			
		受託者	市	受託者	市
運営に関すること	児童の育成支援に関すること	○		○	
	日常の業務に関すること	○		○	
	保護者に関すること	○		○	
	児童クラブに関する情報提供に関すること	○	○	○	○
施設・設備に関すること	危機管理及び緊急時の対応に関すること	○		○	
	環境整備に関すること	○	○	○	○
	安全管理に関すること	○		○	
	備品等の貸与に関すること		○		○
	児童クラブの光熱水費の支出に関すること		○	○	
	児童クラブの燃料費の支出に関すること		○	○	
	児童クラブの電話料金の支出に関すること		○	○	
	児童クラブの除排雪に関すること		○	○	
	児童クラブの屋根雪下ろしに関すること		○	○	
	児童クラブの草刈りに関すること		○	○	
入会に関すること	入会申込書の配布，受付，内容確認	○	○	○	○
	入会申込書の審査，決定		○		○
	入会決定の通知		○		○
	その他届出書類の配布，受付，内容確認	○	○	○	○
	その他届出に関する通知		○		○
	児童の傷害保険の各種手続	○		○	
運営負担金の徴収等	運営負担金の請求		○		○
	運営負担金の収納管理		○		○
	運営負担金の督促，滞納整理		○		○
	運営負担金の減免の決定		○		○

項目	内容	現契約		令和7年度以降	
		分担区分			
		受託者	市	受託者	市
運営負担金の徴収等	運営負担金減免申請書の配布， 受付，内容確認	○	○	○	○
	児童クラブ費の請求，徴収，管理	○		○	
職員の採用・労務管理等	職員の募集，採用，配置	○		○	
	職員の出退勤管理	○		○	
	職員の給与等の支払	○		○	
	職員の健康管理	○		○	
	職員の資質向上のための研修実施	○		○	
その他	運営の総括	○		○	
	学校との日常的な連絡調整	○		○	
	他の児童クラブとの連絡調整	○		○	
	関係機関との連絡調整	○	○	○	○
	業務全体に関する確認，指示，協力		○		○

(3) 受託者の選定方法等について

ア 選定方法について

現契約は、公募型プロポーザル方式により実施。

公募参加者による提供プログラムの充実や支援員の質的拡充の方法等を確認した上で、事業者を選定することが可能。

次期においても今回の委託同様、放課後児童クラブの質の向上を継続していくため、公募型プロポーザル方式により選定を行うこととする。

【公募型プロポーザル方式とは】

価格のみによらず、対象業務に対する発想や課題解決方法、取組体制等の提案書を審査し、専門的な技術力、創造力、実績（経験）等がある最も適切な事業者を選定する手法。

※一般競争入札では価格が優先され、受託事業者の知識や経験、手法を評価項目として選定することが難しい。

イ 公募型プロポーザルで期待する点について

公募型プロポーザルの実施に当たり公募参加者に期待する点は次のとおり。

- ・新たに委託内容に盛り込む業務を実施できる体制が構築されていること
- ・支援員の所定労働時間数の設定において、勤務体系に柔軟性があり、安定した支援員の確保ができる体制が構築されていること
- ・対応困難な児童や保護者へのアプローチ法などトラブルを未然に防いだり、支援員の負担軽減に向けた体制が構築されていること
- ・体を使った遊び等、提供されるプログラムの質の向上及び同水準での実施が図られる体制となっていること
- ・児童クラブの運営に有効な公募参加者独自の提案がなされていること

<参考>

【現契約において受託事業者が提案して実施した主な取組例】

- ・オンラインを利用したクラブ運営ツールの活用及び活動プログラムの提供
- ・ブロック長・エリアマネージャーの配置及び巡回指導
- ・支援員に対して特別支援児童や困り感のある児童に係る専門指導員からの指導助言を実施
- ・運営事業者本部及び外部講師による巡回・研修の実施
- ・利用希望者に対する長期休業期間中における昼食の弁当提供

(4) ブロック割について

次期契約開始の令和7年度以降については、

- ・市内の小学生児童数の減少に伴う利用者希望者減少の可能性が高まっている点
(令和10年には新入学予定者数が令和6年と比較して300人程度減少し、入会見込み者数も400人を超えて減少する見込み〔下表：今後5年間の推移を参照〕)
- ・新型コロナウイルス感染症のような未曾有の事態により、長期にわたる休校が発生した際の長時間開会に係る支援員の確保が必要な点
- ・ブロックを細分化することにより、多数の事業者が運営を受託することによる支援員の奪い合いを防ぐ点

以上の点から、1ブロックにある程度の規模を持たせることが望ましい。

また、地区によっては次期契約期間中に閉鎖する児童クラブが発生する可能性があることを踏まえ、ブロック数については、

- ・3ブロックと4ブロックとで管理しなければならない支援員数には大きな差がない点
 - ・運営コストや事務の効率化の面からもブロック数は少ない方がよい点
- を考慮すべきである。

ブロックで分けを維持することにより、前回同様、複数の事業者が受託できる体制とし、競争による質の向上を図ることができると考えられる。

そのため、次期契約においては市内を3ブロックに分けて契約を行う。

○ブロックの規模の比較

区分	対象校数	クラブ数	入会数	支援員数
1ブロック	40校	80箇所	2,760人程度	260人程度
2ブロック	20校	40箇所	1,440人程度	130人程度
3ブロック	13～14校	26～27箇所	920人程度	90人程度
4ブロック	10校	20箇所	720人程度	70人程度

※対象校数及びクラブ数は令和6年2月現在の数（旭川小、西神楽小を除く。）

○今後5年間の推移

項目	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
新入学予定者数	2,012	1,998	1,834	1,748	1,696
入会見込み者数	3,087	3,025	2,887	2,740	2,626

○令和7年度からのブロック割一覧（令和6年2月現在80クラブ）

ブロック名	学校名	開設クラブ数	総クラブ数
北部	北鎮小学校	2	23クラブ
	東五条小学校	2	
	大有小学校	2	
	春光小学校	2	
	高台小学校	1（+1）	
	新富小学校	3	
	陵雲小学校	2（+1）	
	末広小学校	1	
	末広北小学校	2	
	向陵小学校	2	
	北光小学校	2	
	近文第1小学校	1	
	正和小学校	1	
東部	東町小学校	1	28クラブ
	千代田小学校	2	
	永山小学校	2	
	豊岡小学校	3（-1）	
	東栄小学校	1	
	永山西小学校	2	
	旭川第3小学校	2	
	愛宕小学校	2（-1）	
	永山南小学校	4	
	東光小学校	2	
	愛宕東小学校	3	
	共栄小学校	2	
	永山東小学校	1	
中央南西部	近文小学校	3	29クラブ
	神楽小学校	2	
	青雲小学校	1	
	神居小学校	3	
	啓明小学校	2	
	緑が丘小学校	2（-1）	
	忠和小学校	3	
	緑新小学校	2	
	神楽岡小学校	3	
	西御料地小学校	2	
	神居東小学校	2	
	新町小学校	1	
	知新小学校	2	
	朝日小学校	1（+1）	

※括弧で示した箇所は令和6年2月現在における次年度のクラブの増減予定数。

(5) 受託ブロック数の制限について

公募型プロポーザル方式での選定の主旨は、専門的な技術力、創造力、実績（経験）等を持つ、最も運営に適切な事業者を選ぶことにあり、結果として1事業者が全てのブロックにおいて選定されることを妨げるものではなく、制限をかけることについても不要であるとする。

(6) 運営に係る評価について

現契約において毎年度利用児童及び保護者に対し意見聴取を実施している。これにより利用者の満足度を把握し、質の向上に関する評価が可能となっている。

評価を実施することで事業者の自己点検が可能となり、課題発見及び解決のプロセスを経て漸進的に質の向上を見込めるため、次期契約においても同様の評価体制を維持する。

(7) 支援員の処遇改善について

支援員については、今後においても支援の必要な児童の増加による対応等でさらなる確保が必要になる可能性がある点、また前回の委託開始と同時に、市において会計年度任用職員制度が導入されたことにより、引き続き公設公営で運営されていた場合には、賞与が支給されることとなっていたことも鑑み、次期委託料の積算では、それらの点を加味した支援員の処遇改善を図れるよう検討していきたい。

4 審査基準の考え方（公募型プロポーザルを実施する場合）

現契約における審査項目は次のとおり。

審査項目	
1 事業者の適性に関する項目	
	財務状況は健全で安定した運営が可能であるか
	放課後児童健全育成事業又は同種・類似業務（保育・教育等）の実績はあるか
	児童福祉法に基づく公的事業を運営する事業者としての責任と意欲を持っているか
2 管理運営に関する項目	
	事務所における責任者や巡回指導者等の配置や児童クラブ内の指揮命令系統など、円滑な運営に必要な組織体制が構築されているか
	支援員の人材確保策が具体的であり、長期休業期間を含めて安定的な運営が可能な体制となっているか
	準備期間から委託期間を通して、支援員の専門性の向上と人材育成の視点を持った具体的な研修体制となっているか
	現場の実態を把握し、活動内容や児童への支援の質の向上に繋がる巡回指導体制となっているか
	支援員の継続雇用や現状を踏まえた賃金の設定等、処遇に配慮された提案内容となっているか
	人権やプライバシー保護、個人情報保護の取組は十分であるか
	早期解決に向けた苦情処理体制が構築されているか
3 事業内容に関する項目	
	発達段階に応じた児童の興味・関心に配慮し、体験活動等を取り入れた豊かな人間性や自主性を育む提供プログラムの構築が図られる具体的かつ実効性を持った提案内容となっているか
	各児童クラブ間の提供プログラムの良質化・均質化が図られる体制となっているか
	円滑な運営に向けた保護者・学校・市との連携が図られる提案内容となっているか
	特別な支援を必要とする児童へ支援体制や対応方法について、具体的な提案内容となっているか
4 安全管理・対策に関する項目	
	児童の健康管理や施設の衛生管理に関する取組は十分であるか
	事故や災害発生時に迅速に対応できる体制や予防体制は整っているか
5 参考見積価格に関する項目	
	提案額に対する価格評価

次回の公募においても、現契約時の公募型プロポーザルで採用した、1から5までの大項目である

- 1 事業者の適性に関する項目
- 2 管理運営に関する項目
- 3 事業内容に関する項目
- 4 安全管理・対策に関する項目
- 5 参考見積価格に関する項目

については採用することに加え、委員自らが公募参加者の提案内容について加点できるよう、大項目に委員加点を追加したい。

小項目についても、現契約における課題等に対応できるよう、

- ・運営に係る事務処理体制が構築されているか
 - ・勤務体系に柔軟性があり、安定した支援員の確保ができる体制が構築されているか
 - ・対応困難な児童や保護者へのアプローチ法など、トラブルを未然に防いだり、支援員の負担軽減に向けた体制が構築されているか
 - ・提供されるプログラムの質の向上や幅の広がりのある提案と各クラブにおいて同水準での実施が図られる体制となっているか
 - ・児童クラブの運営に有効な独自の提案がなされているか
- 等の視点を追加したい。

5 スケジュール

R6. 3. 14 予定	第3回放課後児童健全育成事業専門部会
R6. 7～9 月	公募期間
R6. 10 月	旭川市放課後児童クラブ運営業務委託に係る公募型プロポーザル審査会
R6. 11 月	契約締結
R6. 12～R7. 3 月	準備期間
R7. 4 月	運営委託開始